

生駒市立幼稚園規則(昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
(職員) 第4条 幼稚園に園長、教諭及び必要な職員を置く。 2 幼稚園に副園長、<u>主任教諭</u>及び主査を置くことができる。 3 副園長は、園長を助け、園務を整理し、幼児の教育をつかさどる。 4 <u>主任教諭</u>は、園長及び副園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の教育をつかさどる。 5 主査は、幼児の教育をつかさどるとともに、園長、副園長又は<u>主任教諭</u>を助け、園務を整理する。	(職員) 第4条 幼稚園に園長、教諭及び必要な職員を置く。 2 幼稚園に副園長、<u>主幹教諭</u>及び主査を置くことができる。 3 副園長は、園長を助け、園務を整理し、幼児の教育をつかさどる。 4 <u>主幹教諭</u>は、園長及び副園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の教育をつかさどる。 5 主査は、幼児の教育をつかさどるとともに、園長、副園長又は<u>主幹教諭</u>を助け、園務を整理する。